



広報

# かめだ

# 10/1

No.292

毎月1日・15日発行

発行 新潟県亀田町役場 83-2111代

編集 企画課



梨もぎ (茅野山)

## 実りの秋・収穫の秋

——とじて保存しましょう——

さわやかな秋晴れの青空のもと、農家の人たちは田畑にて農作業に大わらわです。

田圃は、稲穂が黄金色の波をうちコンバインでみるみるうちに刈り取られていきます。

まさに実りの秋を迎え農家の人たちの心はずんできています。

梨畑は、秋の味覚のひとつである亀田名産廿世紀梨の取り入れが、いま最盛期です。今年の梨は、味もよくみなさんの食卓をにぎわせています。

### 人口のうごき

世帯数7,400(+20) 58.9.1現在

区分	人口	出生	死亡	転入	転出
総数	28,282(+65)	33	7	147	108
男	13,771(+28)	20	1	64	55
女	14,511(+37)	13	6	83	53

住民登録人口

( )は前月比

おもな記事

- 2頁・九月町定例会  
水道事業会計決算を認定
- 3頁・十月十六日空きかんゼロ作戦  
金町一斉回収実施
- 4頁・町民文化祭出品作品を募集  
・町史編さん室だより
- 5頁・特集 かめだ町の国民健康保険
- 6頁・昭和五十七年度国保の家計簿
- 7頁・交通事故にあったとき 国保と交通事故
- 8頁・高額療養費付制度のご利用を
- 9頁・随想  
・俳句、短歌
- 10頁・保健課十月の日程

# 九月町定例会

## 昭和五十七年度

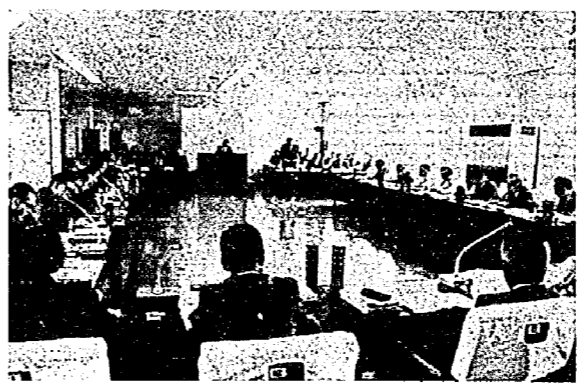
### 水道事業会計決算を認定

九月定期町議会は、さる九月十九日から二十六日まで八日間の会期で開催されました。

今回の議会には、亀田町監査委員の選任について、昭和五十七年度亀田町水道事業会計決算認定の十二議案が提案され原案どおり可決されました。

可決された議案

- ・亀田町監査委員の選任について
- ・亀田町職員定数条例の一部改正
- ・亀田町町民健康保険条例の一部改正
- ・亀田町道路線の変更について
- ・昭和五十八年度亀田町一般計補正予算
- ・昭和五十八年度亀田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- ・昭和五十八年度亀田町老人保健特別会計補正予算
- ・昭和五十七年度亀田町水道事業会計決算認定について



提案された議案を審議

・南線の早期完成についての諸願書

第二十三区長 渡辺与吉  
第二十五区長 高野健吾  
第五十六区長 高橋清作 (採択)

▽意見書

・人事院勧告の完全実施を求める意見書  
町会議員 佐藤 広次 (採択)

▽要請書

・勤労者に対する大幅減税の早期実施に関する意見書  
町会議員 小原 三郎 (採択)

監査委員に  
田中忠男氏

監査委員に田中忠男氏が九月定期会に提案され、選任されました。

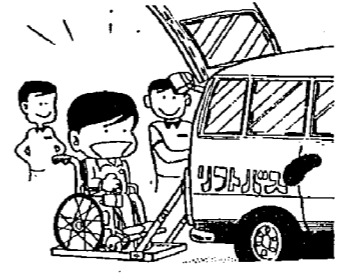
### やさしさを隣人に

十月一日から全国一斉に始まる共同募金。

恵まれない人々へ手をさしのべる運動として始まった共同募金も、三十七回目をはりかえり、今年には、安心して生活できる社会づくりの運動へと変わってききました。

今年共同募金は、老人の方々や、障害者の方々の在宅福祉のため重点に配分されます。

亀田町の高齢人口は、いま四、〇八九人、七人に一人は老人です。また、なんらかの障害を持っておられる方の人口は、六〇〇余人で、四七人に一人は、障害者です。



在宅福祉の推進へ重点配分  
あたたかい御協力を、

### おめでとう諸橋さん



### 君知事が記念品

秋晴れに恵まれた「敬老の日」の十五日、町では長寿を祝う敬老会が盛大に町民会館で開催されました。

また、県が恒例としている百歳以上の高齢者表敬訪問も行われました。

町で初の百歳を迎えた中島一丁目諸橋喜八さんの宅には、午前十一時三十分君知事が訪れ、「顔のつやもよくいつまでもお元気でですね」とやさしく語りかけ記念品を贈ると諸橋さんは何度もうなづいていました。

いつまでも長生きしてくださいね。

#### 10月の交通指導目標

- 歩行者の事故防止 (とび出し、横断中の事故防止)
- 自転車の事故防止 (交差点での一時停止と安全確認)

十月三日(八日)まで  
全国道路標識週間  
道路標識は、道路の安全快適な利用のための重要な施設です。正しい情報を読みとり、安全なドライブを心がけましょう。

10月16日

# 空きかんゼロ作戦

## 全町一斉回収実施

空きかんなどの散乱は、行楽地や観光地だけでなく一般道路の周辺にも投げ捨てが多く、街を汚くし、自然を損ない、空きかん公害として、全国的に社会問題として取りあげられています。

県では、空きかん散乱防止対策要綱を策定し、環境美化運動の推進にあたっています。

町でも、道路等に散乱するゴミの清掃美化をはかるために空きかんなどの一斉回収日を実施しますのでみなさんご協力をお願いします。

▽一斉回収の日時

十月十六日(日)  
午前九時から十二時まで

- ・小雨決行(雨天の場合、翌週に延期)
- ・回収の区域
- 各区の地域内の道路、測溝、広場、農地などを衛生支部長がリーダーとなり回収を行います。
- 町内の住民の協力で回収し、別途配付のゴミ袋に入れて、各区のゴミステーション(特定場所)に十二時までに提出してください。
- 午後から町、及び業者の運搬車で搬出します。
- 回収の対象物
- ・空きかん(アミ袋)空きビン(オレンジ袋)ゴミ類(白色袋)
- ※国、県道及び大規模農道の沿線は十三協力要請団体及び各農家組合で回収します。

### 町史編さん室だより

#### 資料の所在調査

皆様のご協力によりアンケートの回答率は約四割、それに基づき所在調査の結果、誤解から〇印をつけた方もあり、新しく発見された世帯もあり次の通り。

- 古文書・古地図類 四〇
- 石文・仏像・仏画類 二〇
- 民具類 二五
- 出土品類 一七
- 書画類 一九
- その他 一四
- 昔のいろいろの話 一八

二種類以上の所蔵者もあつて、実数八七世帯。

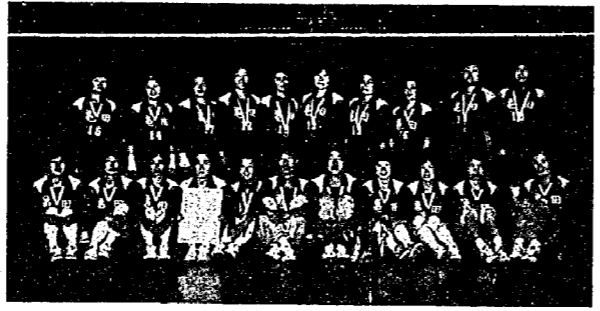
右記のうち、古文書・古地図類は、村木家・大倉家長島区有文書を始め、その他世帯の文書を借出、コピー作業を終り、解説作業を始めています。

#### 資料の収集調査

前記のように一部収集調査を始めていますが、本格調査はいよいよこれからです。調査員のご都合を考慮し次の部門にわかれ、後記要領で訪問調査を実施します。従前に増してのご協力を願います。

- 一、古文書・古地図
- 二、民具・建物・古木

### 三市二郡婦人バレーボール大会 亀田ママクラブ準優勝



よろこびの亀田クラブのみなさん

九月四日、新潟日報杯争奪第四回三市二郡婦人バレーボール大会が村松町で開催され準優勝しました。

この大会には、亀田ママクラブをはじめ二十二チームが参加。ママさん選手たちは、日ごろ鍛えた技を披露。スピード豊かなスパイクや見事なラリーの応酬で観客をわかせていました。

会長の仲村裕子さんは「この成績は日ごろの練習の結晶とチームワークのたまものと思います。次は優勝をめざしてがんばります」といっています。

#### 町民登山

紅葉の三王子岳  
飯豊連峰の前衛の山として、その眺望の良さは下越山岳の展望台です。

ナナカマドの赤い実や、草紅葉を楽しむながら、あなたも三王子岳へ登ってみませんか。

▽期日：十月二十三日(日)  
午前六時 専愛前出発  
▽会費：大人二千円(中学生以上) 小学生五百円  
(小学生は保護者同伴)

▽募集人員：五十名(定員になり次第締切ります)

▽申し込み場所：公民館、サカイ電化、山岳会員

#### 婦人体育祭

秋晴れの陽光を浴びて、元気いっぱい駆けまわります。

亀田町の婦人団体がいつしよになって集う婦人体育祭もことしで十回を数えます。

笑い、走って楽しんで賞品をもらって……

たのしい一日をあなたも一緒に楽しんでください。

▽期日：十月十六日(日)  
午前九時から

▽申し込み：西小体育館



### 講演会 教育・何が荒廃しているのか

NHK社会部次長 曾我 健氏

さる二月十四日、NHK Kドキュメンタリー番組「日本の条件」教育・何が荒廃しているのか……が放映され、日本国中に大きな反響を呼び起しました。

曾我健氏は亀田町に生

▽期日：十月八日(土)  
午後一時三十分

▽ところ：公民館大ホール

▽テーマ：教育・何が荒廃しているのか

# 町民文化祭 出品作品を募集

●とき：十一月三日、四日  
午前九時～午後八時（四日は午後三時まで）

●出品部門および規定  
第一部：日本画（表装または仮表装、額入）  
第二部：書道（五〇〇×一八〇以内枠張、裏うち仮巻）  
第三部：洋画（油絵、水彩、パステル、額入）  
第四部：写真（四〇×四〇以上、パネル張または額入）  
第五部：工芸（詩、短歌、陶芸、俳句、水墨、つまみ絵、紙人形、粘土）  
第七部：いけば花

●出品料：無料  
●出品申し込み：公民館に

ある申し込み書により十月二十日（木）までに公民館へ提出してください。  
※詳しいことは、公民館へおたずねください。

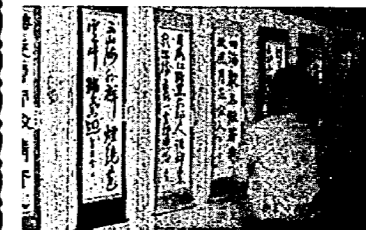
期間：十月から十二月までの三か月間  
（十回）

●とき：十月十二日（水）  
午前十時から

●ところ：町民会館  
●テーマ：主婦の体力づくり  
講師：下越教育事務所 佐藤博司氏

※昼食は用意しておきません。なお、交歓会終了後、室内レクリエーションを催します。

●申し込み人数：先着三十組まで  
●申し込み方法：運営費を添えて公民館または教育委員会へ



昨年の文化祭（書道展）

# 公民館からお知らせ

●福寿大学  
●とき：十月七日（金）  
午前十時から

●ところ：亀田町公民館  
●テーマ：家族、交友のあり方  
講師：花積正夫先生

●婦人大学 交歓会  
●とき：十月十二日（水）  
午前十時から

●ところ：町民会館  
●テーマ：主婦の体力づくり  
講師：下越教育事務所 佐藤博司氏

※昼食は用意しておきません。なお、交歓会終了後、室内レクリエーションを催します。

●申し込み人数：先着三十組まで  
●申し込み方法：運営費を添えて公民館または教育委員会へ

## 特集

### かめだ町の国民健康保険

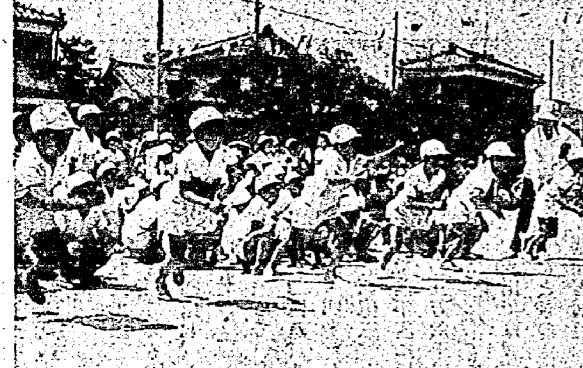
#### みんなで守ろう みんなの国保

わたしたちが、毎日の生活をつづけていくうえで、もっとも心配なことの一つに自分自身はもちろんのことと家族のたれかが病気になること、ケガをしたときの医療費や生活費の問題があります。

これは病気やケガだけでなく、お産やお葬式があった場合も同じです。このような不時の出費に備えて、わたしたちが平素からお金を出し合ひ、病気、ケガ、出産、死亡などの際お互いに生活上の困難を助け合おうという目的から生まれたのが健康保険の制度です。

国民健康保険はお医者さんにかかった時、あなたが支払うのは費用の三割だけで残りの七割は国民健康保険から支払われます。

国保は、あなたの理解と協力なしでは運営できません。あなたの体と同様にみんなの国保も大切にしたいものです。



運動会（50 m 走）

●加入は世帯ごと  
国保には世帯ごと加入することになります。そして一世帯に一枚の被保険者証が交付されます。

●十四日以内に届出を  
世帯主の方は自分の世帯に属する被保険者の資格に異動のあったとき（他の保険にはいったり、他の保険をやめたとき、子どもが生まれたとき、加入者が死亡したときなど）十四日以内に届出をしなければなりません。

●国保に加入する日・やめる日  
・転入してきた日（職場の保険に加入していない場合

### 国保に加入する人

亀田町に住所があつて職場の健康保険や共済組合に加入していない人はすべて国保の被保険者です。

例えば、農業や商店などの自営業に従事する人は、すべて国保に加入しなければなりません。

●加入は世帯ごと  
国保には世帯ごと加入することになります。そして一世帯に一枚の被保険者証が交付されます。

●十四日以内に届出を  
世帯主の方は自分の世帯に属する被保険者の資格に異動のあったとき（他の保険にはいったり、他の保険をやめたとき、子どもが生まれたとき、加入者が死亡したときなど）十四日以内に届出をしなければなりません。

●国保に加入する日・やめる日  
・転入してきた日（職場の保険に加入していない場合

### こんなとき世帯主は必ず届出を14日以内に

●書類提出には印鑑を忘れないように世帯主は自分の世帯に属する被保険者の資格に異動のあったときは必ず14日以内に届出をしなければなりません。

届出をしなければならぬ場合	持参するもの
加入する場合	
職場等の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
生活保護をうけなくなったとき	保護廃止通知書
子供が生まれたとき	母子手帳、保険証
転入してきたとき	
脱退する場合	
職場の健康保険にはいったとき	職場の保険証、国保の保険証
死亡したとき	保険証
生活保護をうけるようになったとき	保険証、生活保護決定通知書
転出するとき	保険証
その他	
町内で住所が変わったとき	保険証
世帯や氏名が変わったとき	保険証
世帯をわけたりいっしょにしたとき	保険証
修学、長期の旅行のため住居をはなれるとき（※）	修学の場合、保険証、転出証明書、在学証明書
保険証を破ったりしたとき	
保険証をなくしたとき	



●職場の健康保険をぬけた日の翌日  
・出生した日  
・生活保護をうけなくなった日  
・やめる日  
・他の市町村へ転出した日の翌日  
・職場の健康保険へはいった日の翌日

●死亡した日の翌日  
・生活保護をうけはじめた日の翌日

●加入届の遅れはあなた自身の損失です。  
国保に加入しなければならぬのに、届出が遅れると保険証がないため、その間の医療費全額自己負担となります。

●脱退届か遅れたとき  
国保の資格がなくなったのに届出が遅れていると保険証に名前がのっているため、それをうっかり使ってお医者さんにもみてもらうと後で国保が負担した医療費（かかった費用の七割分）を返していただくこととなります。

### 私たちの国保の給付

●療養の給付  
病気やケガであるいは歯が痛くなってお医者さんに行つたとき、わたしたちはその窓口で保険証を提示すればかかった医療費の三割を負担するだけで残りの七割は国保で負担します。

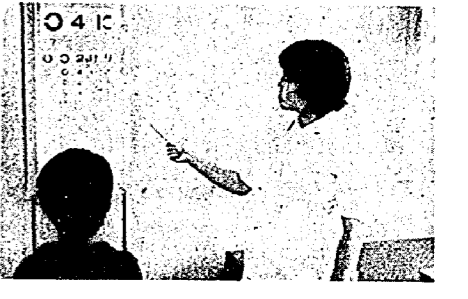
●高額療養費  
医療費の自己負担が一人一か月一つの病院、診療所について五万一千円を超えた場合はその超えた分の金額は国保で負担します。

●療養費の支給  
緊急その他やむえない事情で保険証を持参しないで治療をうけたとき、またはお医者さんの指示によって看護、移送、はり灸、マッサージをうけたとき、およびコルセット代などたてかえ払いしたときは後で国保から払い戻しがうけられます。

●出産したとき  
被保険者がお産しますと出産一人につき十万円、育児手当金三万円がそれぞれ支給されます。

●加入者が死亡したとき  
被保険者が死亡したときその葬祭を行つた人に対して葬祭費として三万円が支給されます。

### 10月10日は「目の愛護デー」 目の伝染病を予防しよう



町では糖尿病にかかっている人を対象に、糖尿病の正しい知識を身につけていただくために、十月から十二月まで五回にわたり、糖尿病教室を開催します。

●町外の病院に通院して治療と相談のうえ食事処方箋をもらつて役場保健課に申し込みください。

△糖尿病教室の内容▽  
○糖尿病とは  
○糖尿病の治療  
○糖尿病の合併症  
○療養のポイント  
○健康管理について  
○糖尿病の食事の基本  
○食品交換表の使い方

### 糖尿病教室

### 酒害相談

●とき：毎月第一、第三土曜日、午後二時～四時  
●ところ：役場脇資料館二階 個人の秘密は厳守します。



### 10月の公民館クラブ活動

◎書道講座	14日・21日・28日（各金曜）	午後7時～8時50分
◎ダンスクラブ	6日・13日・20日・27日（各木曜）	午後7時～8時50分
◎卓球クラブ	5日・12日・19日・26日（各水曜）	午前9時～12時
◎民謡クラブ	3日・17日・24日・31日（各月曜）	午前10時～12時
◎書道クラブ	11日・18日・25日（各火曜）	午前10時～12時
◎紙人形クラブ	14日・28日（各金曜）	午前9時～12時
◎紙糊クラブ	3日・17日（各月曜）	午前10時～午後1時
◎謡曲クラブ	7日・21日（各金曜）	午後1時～4時
◎コーラスクラブ	4日・11日・18日・25日（各火曜）	午前10時～11時30分
◎陶芸クラブ	8日・22日（各土曜）	午後1時～4時
◎詩吟クラブ	7日・14日・21日・28日（各金曜）	午後6時～8時
◎短歌クラブ	9日（日曜）	午後1時～4時
◎茶の湯	12日・26日（各水曜）	午前10時～午後4時
◎つまみ絵	11日・25日（各火曜）	午前9時30分～午後4時
◎民謡教室	5日・12日・19日・26日（各水曜）	午後7時～8時50分
◎紙粘土人形	6日・13日（各木曜）	午前10時～午後2時

★10月休館日 2日・10日・16日

●急性出血性結膜炎  
潜伏期間が短いため、かかるすぐ発病します。結膜（白目）から出血するのが特徴です。

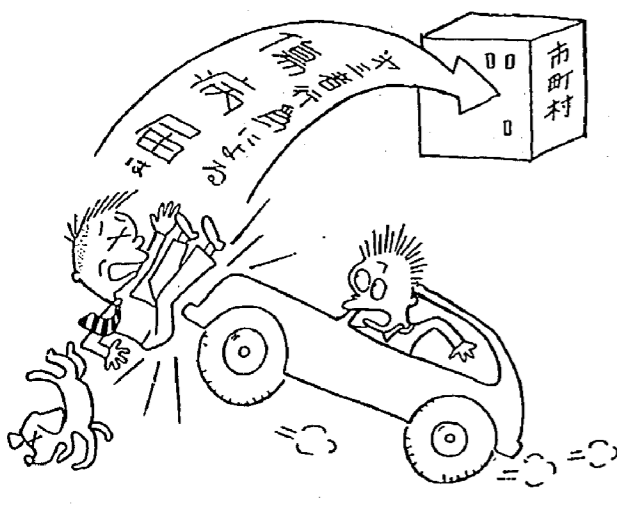
●目の痛みがひどいのは一日か二日、そのままでも一、二週間て治ります。

△伝染を防ぐために▽  
もし、病気がかかってしまったら、次のことに注意

献血車  
ゆうあい号  
がきます  
●とき：十月十三日（木）  
午前十時～正午  
午後一時～三時  
●ところ：亀田町後場

目がかゆくなったり、まぶたがはれたりします。ごみが入つてこすつていよううちに赤くなつた、と誤解する人もいますが、しばらくすると朝起きた時、目やにでまぶたが張りついていたりします。

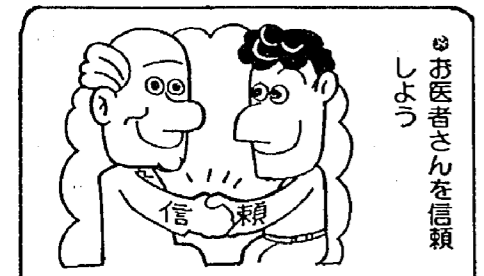
し、周りの人に移さないようにしてください。①手をよく洗う。②ほかの人と同じタオルを使わない。③人の多く集まる所へ行かない。また、健康な人は病気の人と必要以上に接触しないようにしましょう。



医療費は加害者が  
交通事故や傷害事件など  
第三者の故意や過失によっ  
てみなさんが病気やケガを  
したとき、その医療費は原  
則として加害者が負担する  
のが建前です。  
ところが現実には、加害  
者と話し合いがつかなかっ  
たり、加害者が即座に医療  
費を出せないことも少なく  
ありません。

### 交通事故にあったとき 国保と交通事故

療費は本来加害者が負担す  
べきものを、国保が一時的  
に替えて支払っていること  
になります。  
したがって国保としては  
あとで加害者、または保険  
会社にその立て替えた分を  
請求することになります。  
示談は慎重に、届け出は  
必ずしてください。  
ところが、厄介なことに  
加害者と被害者の話し合い  
がついて、示談を結んでし  
まうと、その示談書の内容  
が優先することになり、国  
保が加害者に対する請求権



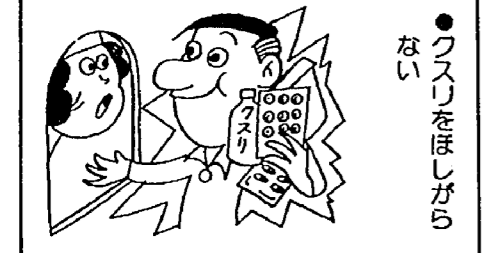
お医者さんを信頼  
しなさい

④ 目撃者をさがそう  
目撃者をさがして住所、  
氏名を聞いておく。  
⑤ 自動車損害賠償責任保険  
自動車損害賠償責任保険  
とは、自動車を所有してい  
る人が強制的に加入させら



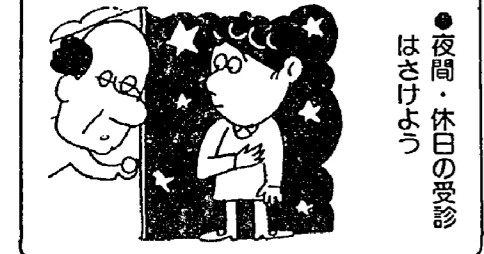
病院めぐり  
お医者さんへお話を  
聞かせなさい

③ 示談は慎重に  
国保、警察に届け出する  
前に示談を結ばない。  
④ 目撃者をさがそう  
目撃者をさがして住所、  
氏名を聞いておく。  
⑤ 自動車損害賠償責任保険  
自動車損害賠償責任保険  
とは、自動車を所有してい  
る人が強制的に加入させら



ウソをばし  
なさい

③ 示談は慎重に  
国保、警察に届け出する  
前に示談を結ばない。  
④ 目撃者をさがそう  
目撃者をさがして住所、  
氏名を聞いておく。  
⑤ 自動車損害賠償責任保険  
自動車損害賠償責任保険  
とは、自動車を所有してい  
る人が強制的に加入させら



夜間・休日の受診  
はさげなさい

③ 示談は慎重に  
国保、警察に届け出する  
前に示談を結ばない。  
④ 目撃者をさがそう  
目撃者をさがして住所、  
氏名を聞いておく。  
⑤ 自動車損害賠償責任保険  
自動車損害賠償責任保険  
とは、自動車を所有してい  
る人が強制的に加入させら

高額療養費の実際の計算  
例を示してください  
たとえば、入院して一か  
月五十万円の医療費がかか  
ったとします。  
そのうち、三割つまり十  
五万円が自己負担分です。  
その自己負担分から五万千  
円を除いた額があとで国保  
から払いもどされます。  
つまり十五万円が国保から  
返ってくるわけです。

### 高額療養費 自己負担分五万二千元に

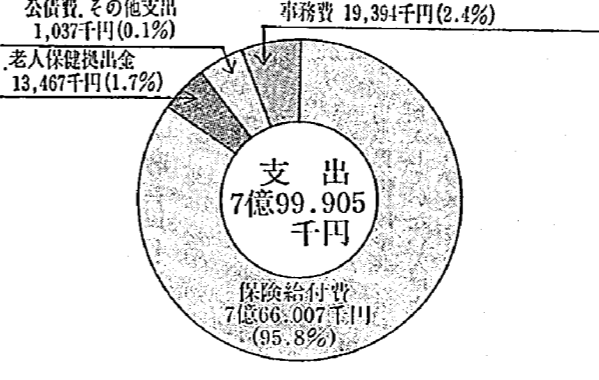
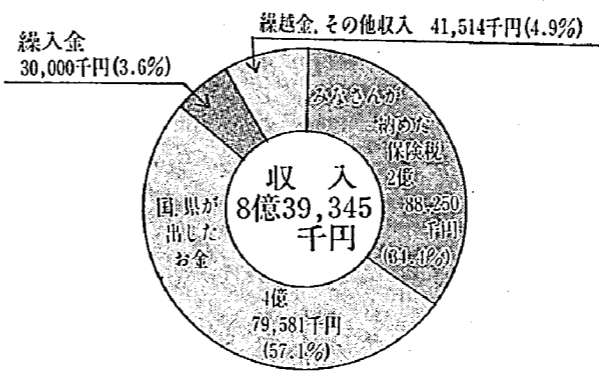
どんな場合に支給される  
か  
私たちが病気、ケガをし  
たときにお医者さんで国保  
を使って診療を受ける場合  
医療費は、七割を国保が負  
担しますから自己負担分は  
三割ですむわけです。  
さらにその三割の自己負  
担分が五万二千元を超えた  
分は、金額、高額療養費と  
して国保から払いもどされ  
ます。ただし低所得者(住  
民税非課税世帯)について  
は三万九千円です。  
・自己負担分一人一か月一  
つの病院、診療所につい  
て五万二千元の計算は次  
のような基準になります  
① 暦月ごとに計算  
② 一月の一日から月末までの  
受診について一か月として



健康づくりに取り組もう

歯科は別  
病院または、診療所に内  
科などの科と歯科がある場  
合は、内科などの科と歯科  
は、別の病院または診療所  
として扱います。  
③ 総合病院  
総合病院の各診療科は、  
それぞれ別の病院または、  
診療所として扱います。  
ただし総合病院の入院患  
者が他の科の診療を受けた  
ときは、合算して計算され  
ます。(そのときも歯科は  
別に計算します)  
④ 入院と通院  
一つの病院、診療所でも  
入院と通院は別に扱いは算  
しません。  
⑤ 差額ベットや付添看護料  
保険診療の対象とならな  
い入院したときの差額ベッ  
ト代や看護看護の病院へ入  
院したときの付添看護料な  
どは、自己負担分の中に入  
りません。  
⑥ 高額療養費の実際の計算  
例を示してください  
たとえば、入院して一か  
月五十万円の医療費がかか  
ったとします。  
そのうち、三割つまり十  
五万円が自己負担分です。  
その自己負担分から五万千  
円を除いた額があとで国保  
から払いもどされます。  
つまり十五万円が国保から  
返ってくるわけです。

### 昭和57年度決算見込み



### 昭和57年度

## 国保の家計簿

昭和五十七年度の国保会  
計の決算見込みがまとまり  
ました。  
収入では、国保会計の主  
要財源である国・県の補助  
金が四億七、九五八万一千  
円(五七・一割)、みなさん  
から納めていただいた保険  
税が二億八、八二五万(八  
三四・四割)などで、歳入  
合計八億三、九三四万五千  
円で前年度に比較して一億  
八〇五万六千(一四・八  
割)の伸び率となりました。  
支出では、病気やケガを  
したときの治療、入院、薬  
剤など病院へ支払った額が  
七億六、〇一九万、助産  
費、育児手当および葬祭費

## 国民健康保険税

### 最高限度額二十八万円

七月二十八日に開催され  
た町臨時議会で本年度の国  
民健康保険税条例の一部が  
改正されましたが総体的に  
は据え置きでお願いするこ  
とになりました。なお、税  
率については、わずかな増  
減を生じました。  
① 国保をささえる保険税  
わたしたちの医療費の七  
割を国保が負担しますが、  
その財源は国の補助金、交  
付金などと、わたしたちが  
納める保険税でまかなわれ  
ています。保険税を納めて  
いただかないと、国保の運  
営ができなくなってしまう  
ます。  
② 保険税を納めることは、  
わたしたちが被保険者の義務  
です。期日までに必ず納め  
るようにならねばなりません。  
③ 納税義務者は世帯主です  
保険税を納めなければなら  
ない人を納税義務者とい  
いますが、その人は世帯主  
です。例えば、世帯主が勤  
務先の健康保険に加入して  
いて、国保の被保険者でな  
くても家族のだけが国保  
に加入していれば、世帯主  
が納税義務者となるわけ  
です。  
④ 医療費を大切にしまし  
よう

### 保険税の決め方 納め方

① 医療費に依りて  
保険税の額は基本的には  
その年の医療費に依りてき  
ますが、その年の医療費が  
どのくらいになるか推計し  
その額から受診のとき負担  
する三割分と国の負担する  
分を控除した額が医療費に  
よって決められますから、  
医療費がふえれば、当然保  
険税もふえることになりま  
す。  
② 課税額の決め方  
みなさんから納めていた  
だく保険税は被保険者数や  
前年度の所得などを基準に  
きめられます。  
③ 保険税はいつから払うの  
か  
保険税は、被保険者とな  
ったときからかかります。  
これは前の職場をやめたり  
他市町村から転入したとき  
からです。例えば、四月二  
十五日に会社をやめて実際  
に役場で手続きをしたのが  
五月六日でも保険税は四月  
分から払います。なお、四  
月に職場で徴収された保険  
料は三月分です。  
④ 保険税の限度額は二十八  
万円  
保険税が年額二十八万円  
をこえるときは、二十八万  
円を限度として打ち切れ  
ます。  
⑤ 所得が少ない世帯は保険  
税が軽減されます  
一定の所得以下の世帯に  
は均等割、平等割が四割か  
六割が軽減されます。  
ただし、税の申告をしな  
かった場合は適用されませ  
ん。したがって、税の申告  
をしていなかったりします  
と正しい保険税が決定でき  
ず、後に判明してからいっ  
ぱら返金することになります。

### 保険税の納期

区分	期別	納期	備考
暫定期賦課分	第1期	4月30日	納め忘れていた方は早めにしてください。
	第2期	6月30日	
	第3期	8月31日まで	
本算定期賦課分	第4期	10月17日から10月31日まで	昭和59年2月16日から2月29日まで
	第5期	12月16日から12月31日まで	
	第6期	2月16日から2月29日まで	

⑥ 早期発見・早期治療  
どんな病気でも早期発見  
ちよっと症状の回復がか  
んばしくないと、早く  
ぐ他のお医者さんに移る人  
がいます。  
あるいは、同じ病気でも二  
つも三つもの病院にかかる  
人もいます。こういうこと  
は医療費のまったくの無駄  
使いです。  
⑦ 早期発見・早期治療  
どんな病気でも早期発見  
早期治療が大切です。  
具合が悪かったら早めに  
みてもらいましょう。そう  
すれば治りも早いし、医療  
費も少なくて済みます。  
⑧ これらが、みんな医療費  
の節約につながっています  
使います。  
⑨ 便利な口座振替納付もで  
きます  
国民健康保険税も電話料  
水道料など同じように銀行  
信組、農協などの預金口座  
から自動支払いができます  
口座振替は納付書の紛失  
納め忘れ、納入のわずらわ  
しさなどを解消し便利です  
⑩ 保険税は納期内に納めま  
しょう



# 保健課10月の日程

日	曜日	時間	実施内容	該当	会場
7	金	午後1:00 ~1:30受付	1歳半児 歯科健診	57年2月 3月生まれ	町民会館
13	木	午後1:30 ~2:30	1歳半児健診	57年4月生まれ (アンケートを お持ちください)	〃
14	金	午前9:30 ~正午	健康相談	40歳以上の希望者 (健康手帳のある 方はお持ちくだ さい)	老人福祉 センター
〃	〃	午後1:30 ~2:30	4ヵ月児健診	58年6月生まれ (アンケートを お持ちください)	町民会館
19	水	午前9:30 ~11:00	健康相談	乳幼児 家族計画 糖尿病	〃
〃	〃	午後1:30 開始	離乳食講習会	58年5月生まれ	〃
20	木	午後1:00 開始	母親学級 (1回目)	58年9月中に届出 した妊婦 及び希望者	〃
26	水	午前9:30 ~正午	健康相談	40歳以上の希望者 (健康手帳のある 方はお持ちくだ さい)	老人福祉 センター
〃	〃	午後1:20 開始	母親学級 (2回目)	1回目終了者 及び希望者	町民会館

# 10月の予防接種日程表

日	曜日	受付時間	実施内容	該当区(者)	会場
12	水	1:20~ 2:20	ポリオ生ワク	S58.1~3生 2回目 S58.4~6生 1回目	町民会館
18	火	〃	麻疹 (はしか)	生後18ヵ月~72ヵ月	〃
19	水	〃	三種混合	1~37区	〃
20	木	〃	〃	38区~57区	〃

※母子手帳、問診票(記入、捺印)を忘れずに/  
※転入された方は、母子手帳を持って保健課窓口まで  
おいでください。

加	集	和	陽	あ	宏	拓	朱	約	聡	監	真	博	洋	良	敏	並	理	沙	(七月生まれ)保護者	町名	
純	人	晃	匠	航	行	郎	美	美	美	美	季	之	介	久	行	沙	阿	部	悟	西	町一
野	高	熊	長	小	相	町	秋	鳴	濱	石	石	星	豊	高	細	斎	健	次	誠	訪	二
村	橋	田	谷	島	良	屋	葉	海	田	澤	本	田	島	橋	川	藤	次	次	誠	訪	二
利	和	正	文	龍	幸	政	勉	勉	基	正	和	武	一	西	良	健	誠	誠	訪	二	二
城	城	四	稲	本	東	泥	五	中	城	早	鷲	城	元	西	元	元	西	西	西	二	二
所	所	二	葉	東	船	五	月	島	山	通	子	山	元	西	元	元	西	西	西	二	二
24	24	23	17	8	1	57	55	51	49	44	38	36	36	24	22	20	11	3	区	区	区
区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区



# 老人の居室整備資金 貸付け お知らせ

町では、在宅福祉事業の一つとして、老人の居室整備資金の貸付けを行っています。

◇貸付けを受けられる人  
(1)町内に居住し、六十歳以上の親族と同居している人で、自力で整備することが困難な人。  
(2)一戸一〇〇万円以内で貸付けを受ける人が所有している住宅の増改築をする場合。

◇貸付金の利率  
年三・二%

◇貸付金を返す方法  
元利均等月賦

◇返す期限  
昭和五十八年六月から九月までの児童手当・特例給付を十月十二日に各自の口座に振込みますのでお知らせします。

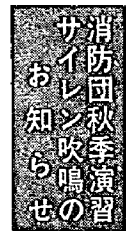
◇申し込み期間  
十月末日まで

◇保証人  
町内に住所を有する者二人

※詳しいことは民生課(内線三四)におたずねください。

# 違反建築物 防止週間

十月十一日(火)から十月十七日(月)までを「違反建築物防止週間」とし、十月十四日には全国一斉に公開パトロールが実施されます。建築工事現場には必ず確認、表示板を掲示しましょう。



町消防団の消防演習が次のとおり行われます。

●とき：十月十六日(日) 午前八時三十分から

●ところ：亀田西小学校グラウンド

●サイレン吹鳴  
消防団員召集のため十月十六日午前七時にサイレンと警鐘を打鳴します。

# らんちゅう 展示会

●とき：十月九日(日) 午前九時から午後三時

●ところ：第四銀行前

即売会もありますので多数おいでください。

### 休館日

町民会館  
☎02-3780-8000

老人福祉センター  
☎02-3500-3000

十月二日(日)

十月七日(日) (体育の日)

十月十一日(火)

十月十六日(日)

十月二十四日(月)

十月三十日(日)

### 10月の休日当番医院

(午前9時から午後5時まで)

2日...祖父江眼科(新明町2) ☎82-5959

9日...山岸医院(袋津2) ☎82-4133

10日...藤崎医院(本町8) ☎81-3072

16日...押木医院(本町4) ☎81-2052

23日...堀医院(船戸山4) ☎82-3031

30日...高橋耳鼻科(元町3) ☎81-5840

亀田第一病院(西町2) ☎82-3111

当直医在院、緊急を要する場合は診療に応じます。